

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三笠 市長

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 三笠市 (12220) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大里 (大里) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 8年 1月29日 (第 1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・主要作物: 水稻、小麦、大豆、施設園芸(きゅうり、メロン等)
 ・農地の集積状況: 担い手に集約している。
 ・担い手の状況: ほ場の1枚の面積が小さいところも多く、基盤整備などが出来れば規模拡大を行いたい担い手もいる。現況で規模を拡大するのであれば農作業の効率化、省力化を図る必要がある。スマート農業技術の普及により、規模拡大を図ることができると推測される。
 ・新規参入の余地・可能性: 現状では候補地はないが、研修などを受け入れる意向はある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

上記主要作物については、今後も継続して生産していくとともに、水稻は作業条件の悪いほ場の畑地化の検討、その他の畑作物は輪作を行いながら品質の向上を図り、収量増・所得増に繋げる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 255 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 255 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農用地等については、農業上の利用が行われることを基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農業委員会とも連携し、農地中間管理機構を活用して、担い手への農用地の集積を図る。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地区内で農地の権利移動が発生した際には、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける農用地の利用権設定を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 国・道の事業を活用し、用排水や農道の整備、農用地の大区画化・汎用化等を推進する。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| スマート農業技術を活用した農作業の効率化・省力化等による安定した農業経営を目指していく。また、市やJA等の関係機関、団体と連携し、多様な経営体の育成、確保に努める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農家戸数の減少を踏まえ、今後の農作業委託の取り組みについてJA等の関係機関と連携することで、農作業の効率化・省力化を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間地域等直接支払交付金の活動などを通じ、地域全体で取り組みを行う。
- ③GPS自動操舵システムやドローン等の活用による農作業の効率化を図る。
- ④水稻を組み入れない作付体系が定着し、数年以上、畑作物のみを生産し続けている水田については、畑地化支援を活用した畑地化を推奨する。
- ⑤果樹の適正管理により安定生産を図る。
- ⑧施設の共同利用により、作業の効率化や品質向上を図る。
- ⑨耕畜連携により、飼料の確保、環境負荷低減を目的とした環境保全型農業直接支払交付金の活用、肥料コストの低減を図る。